

南砺市農業委員会第25回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 7月 4日
2. 開会時刻 令和 7年 8月 6日 午後2時00分
3. 閉会時刻 令和 7年 8月 6日 午後2時30分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20名
6. 出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第109号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第110号 農用地利用集積等促進計画（出し手→機構→受け手）（案）について

第4 報告事項

報告第 34号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄

副主幹 小林 由香、主査 高田 賢寿、主任 勇崎 夏希

9. 会議の概要

事務局長 皆様お疲れ様でございます。定刻より5分程早いですが、委員の皆様が揃われましたので、ただ今から第25回南砺市農業委員会、令和7年8月の総会を開始したいと思います。

渇水の対策会議が午前中、県庁でございまして南砺市も担当者を集め渇水に対する打ち合わせをして参りました。水のない所が非常に沢山あるという状況の中で、農作物が枯れたり萎れているような所がございます。

刀利ダムの方では昨日、打ち合わせ等があり8月20日程までは雨が降らなくても、何とか水を維持できると言っておられました。

また石破首相におかれましては昨日、米の安定局に関する関係閣僚会議に出席され、生産量に不足があったことを受けとめ今後、需給逼迫に柔軟かつ総合的に対応することを強調され、米の増産への転換を明言されたところでございます。

農林水産業では、令和7年に生産される主食用のお米の作付面積で6月末時点の見通しを発表しており富山県内では、この5年間で最大となります3万3,500haが作付されております。これは、昨年より2,300ha多いようでございます。

また、今年もカメムシの発生が多いようでございます。農林水産総合技術センターにおかれまして、斑点米カメムシ類が全県下全域で多発の恐れがあるとして、7月24日に令和7年度病虫害発生予察注意報第3号を発表されておるところでございます。県の農林水産総合技術センターによりますと、水稻病虫害発生予察定点調査ほ場周辺畦畔・雑草地ですくい切り取りによる調査を行ったところ、例年に比べて確認地点率が平年58.9%のところ77.8%と高く捕獲頭数も、平年5.4頭に対し13.5頭と多いということでございます。イネ科雑草で、カスミカメムシ類の生息密度が高い傾向にあるということで、防除対策を呼びかけられておられます。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。

本日は委員総数20名全員のご出席でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達し

ており、総会が成立することをお知らせいたします。
会議の開始にあたりまして、岡村会長から挨拶をお願いいたします。
続いて議事進行もお願いいたします。

会長 皆さん、お疲れさまでございます。
連日、猛暑が続き水稻や農作物の管理等大変ご苦労されているかと思
います。何とか、恵みの雨がほしいものでございます。
特にお米について、一部の中山間地域では枯れ始めているということも
聞いております。
また依頼しております農地パトロールにつきまして、各担当エリア
を今月末に終えていただけるように、ご協力をお願いいたします。

議長 第 25 回農業委員会を開催いたします。
会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。
本日の署名委員は、委員番号 13 番、14 番の 2 名の方宜しくお願
いいたします。
それでは、会議に入らせていただきます。

議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局
より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 107 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 2 件の申請がありました。
畑 2 筆 859.00 m²
計 2 筆 859.00 m²です。

受付番号 1 番についてです。
「資料」1 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さんです。
申請地につきましては、畑 1 筆 = 759 m²です。

【理由】

譲渡人の A さんは市外に在住しており、耕作することが出来ず地元
耕作者へ所有権を移転する申請があったものです。

事務局

受付番号 2 番についてです。
「資料」 2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

2 番の譲渡人は「C」さん、譲受人は「D」です。
申請地につきましては、畑 1 筆 = 100 m²です。

【理由】

譲渡人の C さんのお父様の土地を D さんが購入され現在、住んでおられます。以前から宅地に隣接し対象農地はありましたが、当時は農地を取得する要件が厳しかったが、令和 5 年 4 月 1 日からの農地法改正に伴い下限面積要件（50 a）が廃止され、一定の面積以上の農地を所有していなければならないという、制限がなくなっております。該当農地は、以前から借りて耕作している農地でもあり、今回所有権の移転の申請があったものです。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
以上です。

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 108 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請がありました。
田 10 筆 9,562.00 m²です。

受付番号 1 番についてです。
「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「E」さん、譲渡人「F」さんです。申請地目は田 1 筆 76 m²で転用目的は「駐車場敷地」です。

申請地については現在、宅地に囲まれており取水排水口もなく農地としての利用が難しい状況であります。今後、申請地については自家用車置場及び、貸駐車場として利用予定との事です。

受付番号 2 番についてです。
「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「G」、譲渡人は「H」さんです。

申請地目は田 1 筆 188 m²で転用目的は「倉庫敷地・駐車場敷地」です。

こちらについては、譲受人と譲渡人の家族が経営する家具製造・販売会社であり申請地の向かいに会社・工場があります。既存の会社倉庫には、家具製造用資材や機械並びに完成家具置場としており、空きスペースがなく、作業効率も悪く怪我の危険性があるとの事です。

今後、業務拡大により現在より倉庫の空きスペースが必要となる事や、現在、既存敷地の奥に駐車場があり進入口が狭く、従業員や来客者に支障をきたしているとの事で申請があったものです。

受付番号 3 番についてです。
「資料」5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「I」さん、譲渡人「J」さん

申請地目は田 1 筆 73 m²で転用目的は「住宅敷地」です。

以前は譲受人夫婦はアパートに暫く住んでおり、その後実家に戻り同居し子供も生まれ、現在は 3 世帯同居をしているが、既存の住宅では狭く不便との事で、申請があったものです。

事務局

受付番号 4 番についてです。
「資料」6 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「K」、譲渡人「L」さん他 6 名です。
申請地目は田 7 筆 9,225 m²で転用目的は「トンネル掘削仮置き場（一時転用）」です。

工事期間は、令和 7 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日の 3 年間の申請です。

こちらについては、「東海北陸自動車道（4 車線化）袴腰トンネル工事」でトンネル北側と南側の 2 箇所からの掘削工事です。掘削土は、大沢野富山南道路事業他へ運搬し盛土として使用されます。また、作業は天候に関係無く施行可能で日々、掘削土が発生します。しかし、悪天候の場合、盛土作業が出来や運搬することが出来ず、工程調整のため一時的な仮置き場が必要となるとの事で申請があったものです。
以上です。

農地区分につきましては受付番号 1 番・2 番については 3 種農地、許可基準については「原則許可」・ 受付番号 3 番については 1 種農地、許可基準については「集落接続」・受付番号 4 番については農用地、許可基準は「農用地区域内農用地」という事で判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 今回申請は 26 件、58 筆の申請がありました。全て田で面積は 79,409.00 m²です。
農用地利用集積等促進計画が提出され承認をを求めるものです。詳細については、8 ページを御覧下さい。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。
(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 109 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の協議へ進みます。

議案第 110 号 農用地利用集積等促進計画（出し手→機構→受け手）（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 先程の議案 109 号のタイトルが似ておりますが、こちらについては、あっせんの案件でございます。

10 ページ（出し手→機構） 11 ページ（機構→受け手）、資料 7 ページも合わせて御覧下さい。

所有権移転する土地については 7 筆全て田、面積は 7,534 m²です。
7 筆中 4 筆が宅地が田であったり、田が宅地であったり 1 年かけて登記を終え、届出となったようです。

以上です。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いいたします。
(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 110 号 農用地利用集積等促進計画（出し手→機構→受け
手）（案）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。
次の協議へ進みます。

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、
事務局より説明を求めます。

＝報告第 34 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 6 件の届出がありました。
面積については田 10,673.00 m²・畑 6,122.00 m²の合計面積は、
16,795.00 m²です。
詳細については、13 ページに記載しており備考欄に合意解約理由
を記載しております。
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお
願いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

その他案件について、3件ございます。

- ・ 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）8月分変更
4件
- ・ 農地パトロールの実施について
- ・ 農業委員会視察修会について

ほかに何か意見はございませんか。

（特になし）

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和7年9月3日（水）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後14時30分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長